

# かわらばん

第59号 2025年2月15日



外務省のCEDAWへの拠出金支出停止決定に抗議する……実行委員会  
特集：マイナンバーカードから考える電子化の支配する時代

健康保険証の廃止で考えたこと……伊東 輝

紙の保険証を復活せよ……村山千津子

マイナンバーカードは要らない……坂元良江

崩壊する国民皆保険制度（転載）……渡辺真知子

同意を強制するデジタル監視社会——「マイナ保険証」は国民IDカード（転載）

……小笠原みどり

## 外務省のCEDAWへの拠出金 支出停止決定に抗議する

一月二九日の「政府・外務省が、  
国連の女性差別撤廃委員会（CE  
DAW）を、拠出金使用対象から  
除外する」とのニュースにはびつ  
くりした。昨年一〇月に出された  
女性差別撤廃委員会の皇室典範に  
関する勧告への抗議の意図とい  
う。

ときあたかもトランプ氏が、不  
当に高い分担金を要求されている  
としてWHOからの離脱や、人道  
支援などの対外援助を一時停止す  
る等々の大統領令連発さなか。ま  
さか真似したわけじゃないですよ  
ね。それだとあんまり恥ずかしい  
じゃないですか。

外務省の発表には当然、多くの  
声が上がった。なかで未だ日本が  
批准していない女性差別撤廃条約  
選択議定書（これについては本  
紙51号亀永能布子さんの記事を参  
照）の批准を求める「女性差別撤  
廃条約実現アクション」、「日本女

性差別撤廃条約NGOネットワー

ク」の二団体が政府・外務省に「C  
EDAWへの拠出金支出停止決定  
に関する要望書」を提出した。内  
容は、外務省の決定は「意に沿わ  
ない決定に対しては金銭的報復を  
するという、国連中心主義に反す  
る外交姿勢を取ることを内外に明  
らかにするもの」であり、「この

ような「異例」の決定がなぜ、ど  
のような検討を経てなされたの  
か、それが国の内外にどのような  
影響を及ぼすと外務省が認識して  
いるのか「明らかにし、かつ「速  
やかに撤回されるべき」というも  
の。二団体は、これに対する外務  
省の回答と市民への説明を求め、  
外務省担当者の出席のもとに、次  
のような集会を開く予定。

〈CEDAW拠出金除外問題を外  
務省に聴く 外務省決定のすみや  
かな撤回を！〉

場所 参議院議員会館講堂



日時 二月一九日(水)午後一時  
 ～二時一五分(二二時半より参議院議員会館ロビーで通行証を配布)。申し込み不要。\*オンラインでの開催はない。

このほか、インターネットでの署名活動も始まっている。ぜひ抗議の署名を。

<https://chng.it/SVMQ4W8BFj>  
 または、#日本政府は女性差別撤廃委員会 CEDAW に真摯に向き合ってください！ で検索。

特集

## マイナンバーカードから考える 電子化の支配する時代

次々に疑問が湧いてくるこの制度について話し合う中で、私たちは二つの優れた論考に出会いました。渡辺真知子さんの「崩壊する国民皆保険制度」と、小笠原みどりさんの「同意を強制するデジタル監視社会〜『マイナ保険証』は国民IDカード〜」です。お二人と版元から、転載のご快諾が得られたので、ここに紹介します。あわせて私たちの意見なども一言載せました。皆さんからもぜひご意見をお寄せ下さい。

### 健康保険証の廃止で考えたこと

伊東 輝

私はマイナカードも、マイナ保険証も作っていない。昨年一二月二日で健康保険証の新規発行が停止され、その後は資格確認証が健康保険証と同様の役目を果たすという聞き、その資格確認証の申請について区役所にたずねた。すると「現在の健康保険証は有効期限まで使えます。資格確認証は申請不要で、こちらから送ります」とのこと、ホッとしました。

しかし薬局では毎回マイナ保険証が求められるので、調べた。

一番気になったのは、「医療機関の窓口でオンライン資格確認の体制整備を原則義務化する」という方針が二〇二二年六月に閣議決定され、国会審議は行われなかった、ということである。これは憲法四一条に違反している可能性がある。他のことでも閣議決定が多いと常々感じていたが、市民（ここで敢えて国民とせず市民とするのは、中长期滞在する在留外国人も含めるからである）の生活の最も基本的なことも知らされないの

は問題だ。国会審議があれば、それを通じて健康保険証の新規発行停止等について考える市民は増えただろう。

次に感じる問題は、マイナ保険証ではシステム障害が起こった場合、医療にアクセスできなくなるということがある。銀行などでシステム障害が時々起きているが、なんとか改善の策で凌ぐことはできる。しかし保険証でそれが起きた場合、医療にアクセスできなくなる。

また、マイナカードを更新し忘れると無保険の扱いになったり、情報変更があったとき更新までに時間がかかり、やはり無保険と同じ状態になる、等の問題がある。

マイナ保険証を使っている人は一八%（二〇二四年六月時点。その後も大きな増加はないようだ）という。情報漏洩の不安が最も多い理由だが、マイナ保険証を使わない場合は登録を解除でき、資格確認証が発行されるとのことである。このまま利用が少ない場合、制度の見直しになることも考えられる。ぜひ見直してほしい。

(二〇二五年二月一日)

## 紙の保険証を復活せよ

村山千津子

マイナ保険証。実に腹立たしい。高齢になればなるほど医療にかからざるを得なくなるのに、これまででの健康保険証が使えなくなるというのは国民皆保険制度を揺るがす大問題である。昨年の衆院選の一大テーマとなるべきだったのに、大きな反対運動とはならず、結局昨年一二月に廃止されてしまった。現在の保険証を継続できる選択肢（資格確認書）もあるのに公には示されず、マイナカードを持たないと医者にかかれないうと意図的に勘違いさせて、誘導した。「任意」であるはずのマイナカードが強制となった。様々な個人情報紐づけされている危険性から作ることをためらう人が多いマイナカード。普及が進まないことに頭を悩ませた政府はマイナポイントという「アメ」を使ってきたが、今度は医療と一体化するという「ムチ」の政策に出た。河野デジタル大臣（二〇二二年当時）

は会議で、マイナ保険証をカード普及の「切り札」と述べていたという。情報漏洩やなりすまし、詐欺に見舞われるのは高齢者や弱者だ。今からでも遅くはない。紙の保険証を取り戻そう。

## マイナンバーカードは要らない

坂元良江

近くの個人医院に時々通っている。受付で必ず「マイナンバーカードを出してください」と言われる。「ありません」と答えて保険証を出す。次回持つて来てくださいと、マイナンバーカード取得の方法が書かれている紙を渡される。待合室に座ると目の前には厚生労働省の大きなポスターが一二月二日から従来の健康保険証の新規発行は終了しますと迫る。

日本中の医療機関でこのようなプレッシャーを患者に与えてマイナンバーカードの取得を迫っているのだ。健康保険証は資格確認書がもらえることはほとんどPRさ

れないから保険証がなければ大変だ！ということになるだろう。二万円支給で釣った次は保険証がなくなると脅して迫る。ひどいやり方だ。だまされず、プレッシャーに負けないでマイナンバーカードは持たないことを貫こうと思っている。

## 崩壊する国民皆保険制度

（カンバール長老キリスト教会 海老名シオンの丘教会員）

ヤスクニ通信 No.297 より転載

渡辺真知子

二〇二三年六月マイナンバー法等の一部改正法案が可決、成立し、国民皆保険制度のもとで発行・交付が義務付けられている健康保険証は、任意取得のマイナンバーカード（以下マイナカード）と一体化されることになった。

二〇二四年一二月二日からは現行保険証の新規発行が停止され、マイナカードを持たない被保険者は、資格確認書が発行される。資

格確認書の有効期限は保険者によつて一年から五年と異なるが、当面職権により交付される。

マイナカードの有効期限は一回目の誕生日（未成年者は五回目）までだが、カードに付いているICチップの電子証明書の有効期限は年齢を問わず五回目の誕生日までで、共に自治体に向向いての更新手続きが必須である。手続きを怠れば保険証としての利用ができ



ず「無保険」状態になり、国民皆保険制度は脅かされ、国民の生存権（憲法二五条）は棄損される。

マイナカードに保険証機能をひも付けたマイナ保険証の利用登録者は、二万ポイント付与のキャンペーン効果もあり二〇二四年一月末で七、八七四万人、マイナカード保有者の八二・六%となった。が、この間深刻なトラブルが続出し、さまざまな個人情報管理が明らかになったことにより、マイナ保険証の利用率は二〇二四年一月時点で一八・五二%と低迷している。

### 発生し続けるトラブル

氏名表記を誤るといふ今回の深刻なトラブルは単なる人為的ミスではなく、制度ごとに異なる個人



を特定する仕組みを、そのまま強引にマイナカードに紐付けたことにより起こった。銀行口座の「氏名」は「カタカナ」表記で、マイナンバーに登録されている氏名は「漢字」のみ、戸籍は漢字表記で読み仮名がない。住民票を編成した住民基本台帳の氏名表記は自治体によって異なり、フリガナがあるとは限らない、等々である。

政府は急ぎよ戸籍法を改正し、これまで記載がなかった氏名の「読み仮名」を必須とした。改正戸籍法は二〇二五年五月に施行され、全国民が施行後一年以内に、氏名の「読みカナ」を本籍地の市区町村に申請する必要がある。一年以内に届け出がなければ、読みカナは職権で記載される。山崎は「ヤマザキ」「ヤマサキ」、小山は「コヤマ」「オヤマ」の読みがあるように職権でどこまで正確に記載できるのか、作業は膨大であり正確さは担保されていない。

政府はトラブルの総点検をしようが、それぞれの仕組みを更せず総点検をしたところで、トラブルは発生し続ける。発行数

八千万を超えるマイナカードの二九分野にわたる点検作業は自治体に過大な負担を強いている。

マイナカードを事実上義務化し、国民の一元管理・活用を可能に

「マイナンバー」のルーツである「国民総背番号制」（一九六〇年代後半）は、一九八八年に頓挫し、二〇〇二年開始の住基ネットは、住民票コードを付番する市区町村が次々に離脱したため二〇一五年に新規カード発行が停止されている。

国が個人番号を付番し、地方自治体の判断でシステムから離脱できないようにしたのがマイナンバー制度である。健康保険証とマイナカードの一体化により、任意取得のマイナカードは事実上義務化され、「デジタル改革関連法」（二〇二一年五月）が進める全国民の個人情報一元管理と、個人データを政府が自由に活用できる体制が整えられた。

マイナカードのような国民ID（身分証明書）と健康保険証を

一体化している国は、先進七カ国（G7）の中では日本だけであり、世界では共通番号から分野別番号への移行が主流である。米国では社会保障番号（SSN: Social Security Number）のなりすまし等の被害が深刻化し、国防総省は二〇一二年に国家安全保障対策上のリスク回避のためSSNから離脱し、独自の分野別番号への一斉転換・利用に踏み切った。また、仏では行政分野ごとに異なる番号を用いて行政事務が行われている。<sup>(1)</sup>

財界の強力な推進を背景に置き去りにされる弱者

マイナンバー制度を強力に推進してきたのは財界である。マイナカードには一二桁のマイナンバー（個人番号）とは別に、カード裏面のICチップに搭載された電子証明書のシリアル番号が存在する。このシリアル番号はマイナンバーと同じように個人を特定できるが、マイナンバーのように厳しい利用制限はなく民間企業にも

開放されている。大手メディアが保険証廃止について「いったん立ち止まれ」と報道する中、経済同友会代表幹事は当時の岸田首相に「健康保険証廃止の期日を守れ」と要求した。医療ビッグデータの利活用は世界中で進められており、経産省の調査報告書<sup>(2)</sup>によれば、デジタルヘルスケアにおける市場規模は二〇一六年で約二五兆円、二〇二五年には約三三兆円になると推計されている。

高齢者や障害を持つ人等マイナカードの取得や管理が難しい人への対処方法は、未だに示されていない。マイナ保険証の本人確認は、「暗証番号」又は「顔認証」で行われるが、視覚障害を持つ人は、顔認証はできず暗証番号の入力は困難である。施設で暮らす人の健康保険証は施設側で一元管理されることが多いが、マイナ保険証は情報漏洩等のリスクがあり施設側も二の足を踏んでいる。

また、一年以上保険料を未納した場合に発行される短期保険証は廃止され、保険料未納者が

三カ月間だけ三割負担で医療を受けることはできなくなつた。二〇二三年度の短期保険証利用者は三七・八万世帯で、今後これらの人々の医療へのアクセスは困難を極める。加えて健康保険証の代わりになる資格確認書がいつまで発行されるのかは不透明で、不安は払拭できていない。

### 個人情報保護法のない日本で

昨年一二月、政府は医療や金融等幅広い分野での個人情報の利用拡大を議論する「データ活用制度・システム検討会」の初会合を開いた。EUの個人情報保護法(GDPR)のように、個人が特定されない権利を明記した個人情報保護制度のない日本では、個人情報が企業の儲けに使われる可能性は払拭できない。

強引なマイナ保険証推進政策により国民の健康と命が犠牲になることなく、世界に誇る国民皆保険制度が存続していくようにと、私は祈り続ける。

注

(1) 「諸外国における共通番号制度を活用した行政手続のワンストップに関する取組等の調査研究」報告書(概要版)二〇二二年五月  
アクセンチュア株式会社  
[https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/f8a3c045-6c82-4abf-b0bf-cf18bdb79c38/bd85d67f/20220512\\_policies\\_mynumber\\_summary\\_01.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f8a3c045-6c82-4abf-b0bf-cf18bdb79c38/bd85d67f/20220512_policies_mynumber_summary_01.pdf)

(2) 第一回新事業創出WG事務局  
説明資料 二〇二一年一月二九日  
(経済産業省 商務・サービスグループ ヘルスケア産業課)  
[https://www.mei.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/kenko\\_iryoin/shin\\_jigy/pdf/001\\_03\\_00.pdf](https://www.mei.go.jp/shingikai/mono_info_service/kenko_iryoin/shin_jigy/pdf/001_03_00.pdf)

\*ヤスクニ通信 靖国神社国営化反対福音主義キリスト者の集い 発行

「一票で変える女たちの会」かわらばん  
★印刷版をご希望の方は左記FAX、メール、ホームページの問合せ欄からご連絡ください。

★投稿大歓迎！

本や映画の紹介、地域での活動報告、選挙や地域の政治の動き、情報、ご意見なんでもお寄せください。

宛先

Email: 1pyodekaeru@gmail.com  
郵便: 〒162-0823

東京都新宿区神楽河岸1-1-

東京ポランティア・市民活動センター

メールボックスNo. 45

FAX: 03-5684-1412

HP: <https://1pyo-de-kaeru.com>

★カンパのお願い

私たちの活動に賛同する皆さん、ぜひカンパを！

郵便振替口座:

記号番号 00110-6-420003

口座名称 一票で変える女たちの会

イッピョウデカエルオンナたちノカイ

銀行等から振り込む場合:

店名(店番) 〇一九(ゼロイチキユウ)

店 (019)

預金種目 当座

口座番号 0420003



# 同意を強制するデジタル監視社会

——「マイナ保険証」は国民IDカード

小笠原みどり\*

(カナダ・ヴィクトリア大学教授)

『大阪保険医雑誌』二〇二四年一〇月号より転載

いま「共通番号（マイナンバー）制度」と呼ばれているものの源流が、さかのぼること一九六〇年代に提唱された「国民総背番号制」にあることを知る人は多いだろう。

国民総背番号制の代表的な提唱者は、のちに外相や衆議院憲法調査会の会長を務めた自民党議員の中山太郎氏（1924-2023）。中山氏は一九七〇年に『一億総背番号』（発行・日本生産性本部）を著し、総背番号制によって人々が危険から守られる理想郷を描いてみせた。自動操縦の車に乗って高速道路を移動中のN氏（中山氏だろうか）は交通事故に遭うが、自動運転車がSOS電波を発信して三〇秒以内にヘリコプターで救助、携帯していたIDカードによって血液型や住所が素早く確認され、病院で適

切な処置を受けてN氏のいのちは救われる。事故は警察や保険会社にも自動的に通知され、すべてが円滑に処理される。

これに似た構想は、総背番号制の推進過程で繰り返し語られ、逆にSF小説の世界では科学技術ユートピアの裏側で同時進行するディストピアが数多く描かれてきた。だが、中山氏が大阪出身で医師でもあったことは、この論考を貴誌（大阪保険医雑誌）に寄稿する上で、私にとってすこぶる興味深い。そして、政府がマイナンバーカードの事実上の強制を、多くの人の命綱である保険証から始めることも、偶然ではない。技術は、コンピューターは、IDカードは、人のいのちを守るののだろうか。もしそうだとしたら、

万能ではないにせよ、なぜ安定的に機能してきた保険証制度をわざわざ壊してまで、政府は人々にマイナンバーカードを持たせようとするのだろうか。本当に必要とされているなら、カードは自然に普及したはずだ。が、そうはならなかった。

この論考では、国民総背番号制という古くて長い夢の途中に、任意から強制へと舵を切った政府の国民IDカード構想の歴史を振り返りながら、監視という視点からIDカードが持つ識別、振り分け、そして私生活への介入という機能を解き明かす。表向きは個人の任意と言いつつ、実際には同意を強制する政治手法に注意を促したい。

## 任意で失敗したIDカード事業

国民総背番号制が政財界で提唱されるようになった一九六〇年代は、大量の情報を処理できる電算機が日本に導入された時期で、紙ではできなかった個人情報収集、蓄積、利用、ひも付けが可能

\*社会学者、ジャーナリスト。朝日新聞記者としてデジタル監視についての報道を牽引し、カナダ・クイーンズ大学で社会学博士号を取得。二〇一六年、米国の世界監視システムを告発したエドワード・スノーデンに、日本人ジャーナリストとして初のインタビュー。オタワ大学特別研究員を経て、現職。著書に『共通番号制なんていらない！』（白石孝との共著、航思社）『スノーデン・ファイル徹底検証』（毎日新聞出版）など。朝日新聞 GLOBE+で「データと監視と私」、NPI (News for the People in Japan 憲法・人権関連ニュース)で「バーバートル通信・カナダから考える日本と世界」を連載。





になった。その情報処理能力を利用して、政府や企業はそれまでできなかった人間の管理を実現しようとした。だが、新しい技術は人々の警戒心も生んだ。当時の行政管理局は、パスポートや年金、運転免許証など各省庁の持つ個人情報をも「統一個人コード」にまとめる計画を発表したが、人々の生活が政府から丸見えになる可能性に、労働組合や世論が反発してついえた。

一九八〇年代から九〇年代にかけて、政府は今度は全国各地の自治体でIDカード事業の実験を始めた。磁気テープやICチップを組み込んだカードを住民に配布し、どんな用途なら普及するかを探った。だが、試みはほとんど挫折した。

私が取材した島根県出雲市は一九九一年から、「現代のお守り札」と銘打って「福祉カード」を六五歳以上の市民に発行し、緊急連絡先や副作用歴をICチップに書き込み、医療機関が情報を共有できるようにした。だが、既往症を知られたくないという患者

や、入力しない医師が相次いで七、七〇〇人に発行されたカードは九七年に廃止。六年間に、救急医療に役立つケースは一件だけだった。他の自治体でも、国からの補助金が切れると同時にカードは姿を消した。

けれど、私はカードを熱心に推進していた出雲市議が語った言葉が忘れられない。「カードは身分証のように全員に持たせなければ成功しない。だが市町村には強制力がない。国がカードを出せば、いずれは携帯義務につながると期待している」

### 識別・振り分け・介入

民主主義を標榜する国で、国民にIDカードの常時携帯を義務付

けることは余程の理由がない限り受け入れられない。IDカードの常時携帯は、国家が人々を監視する手段そのものだからだ。なぜか。

IDは英語のidentificationの省略形で、識別を意味する。識別とは個人を特定することだが、日本によく言う「本人確認」以上の意味を持つている。個人を特定するには、本人とそれ以外の人々を分けるために、氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、場合によっては職業、学歴、病歴、収入、写真、身長・体重といった個人情報が集まれる。こうした情報が、その人物が誰であつて、誰でないのかを指し示す。厳密に「本人確認」するには、こうした情報を予め登録し、登録された個人情報（自治体なら住民票）と照合する必要がある。つまり、識別は登録（データベース）と照合（カード）の二段階によって構成されている。

次に、収集された個人情報は、その人物がどういう人間なのかをも指し示す。女なのか男なのか、若いのか年寄りなのか、金持ちなのか貧乏なのか、健康なのか不健

康なのか断片的な情報に基づいて、人々は様々なふるいにかける。これが振り分けだ<sup>(1)</sup>。社会的な振り分けは、インターネットが普及した現代で急速に範囲を

広げている。典型的なのは、 구글、アップルなどのネット会社が、あなたが検索した用語や閲覧したウェブサイトのデータを分析して、興味関心がありそうな商品やサービスの広告をあなたの携帯電話やパソコンの画面に送りつけている。他の人も同じ広告を受け取っているわけではなくて、個人情報の振り分けによって売り込みの標的にされているのだ。いわゆるビッグデータを使って消費行動を予測し操作する経済の仕組みは「監視資本主義」と呼ばれている<sup>(2)</sup>。これは投票行動の誘導など、政治の世界でもすでに威力を發揮している。

こうした予測や操作からもわかるように、個人情報の把握によって政府や企業は人々の私生活に介入しやすくなる。監視というと、誰かがただ見ているだけと思いがちだが、そうではない。監視活動





は、個人情報把握している側が何らかの理由や弱点を見つけて個人の生活に踏み込むことに道を拓く。広範囲の個人情報を手にすることで、警察なら、目をつけた人に決定的な犯罪の証拠がなくても、微細な法令違反を見つけて別件逮捕したり、保険会社なら、顧客に何らかの条件が合わないことを見つけて医療保険を支給しなかったり、といったことができる。IDカードには、識別・振り分け・介入の機能が常について回る。さらに常時携帯を義務化すれば、警察やその他の機関はいつでもあなたを路上や公共施設で止めて、「ちょっとIDを見せてくれないませんか」と聞く権限を持つことになる。

携帯義務そのものが、監視活動のきっかけを提供する。となれば、人々が権力者を監視するのが民主主義のはずなのに、権力者が人々を監視するのが国民IDカードシステムと言える。アメリカ、イギリス、カナダなど民主主義を掲げる国々で、国民IDカードが提案されながらも実現してこなかった理由は、国民IDは独裁者の監視手段と人々が考えてきたからに他ならない。(ちなみに上記の国々には、戸籍も住民票もない。社会保険番号や社会保障番号はある。)<sup>(3)</sup>

### 国民IDの常時携帯に向けて

だから民主主義の日本でも、国民IDカードの強制は違憲の疑いを免れない。そこで、推進者たちはじわじわと土台を組んできた。一九九九年、住民基本台帳法の改定によって「住民基本台帳ネットワーク」(住基ネット)の創設が決まる。IDの常時携帯義務化に期待を寄せる出雲市議の発言は、この法改定直後のものだ。政府は初めて全国民に二元的に一一桁の

「住民票コード」を付番し、初の国民総背番号制が三年後に開始。だが、改定案は国会で強行採決されたから民意に沿うとはいえなかったし、国民一人ひとりに住民票コードが通知され始めると、実際に大きな反対運動が起きた。世論の警戒を前に、法律は民間の住民票コード利用を禁じたため、推進派は住基ネットでは個人情報をも付けて一望監視を達成することはできなかつた。何より任意取得の住基カードは、二〇〇三年の発行から一二年経つても人口の約五・五%(約九二〇万枚)にしか普及せず、国民IDカードには程遠かつた。

その失敗の上に、共通番号制度が登場する。民主党連立政権下で練られた、課税と社会保障と災害対策に限って共通番号を使用するという法案は、第二次安倍政権下の二〇一三年に成立後、瞬く間に性格を変える。二〇一六年一月の完全施行前に政府は民間利用を可能にする改定法を成立させ、さらにIT戦略の一環として二〇二〇年度までに国民全員にカードを持

たせる、つまり所有を強制することまで決定した。

任意では持つ人の少ない国民IDカードを、どうやったら強制と呼ばずに強制できるか。マイナンバーカードを持ちたくない人、必要としない大半の人々をどうすれば申請するように仕向けられるか。推進派の課題はここにあつたと云つてもいい。

住基カードでは、当初有料だった申請料金を自治体への補助金によつて無料化した。しかし、申請率はさして伸びなかつた。そこでマイナンバーカードでは、さらに一歩踏み込んで申請者に「アメ」を提供した。二〇二〇年九月に始めた「マイナポイント事業」である。オンライン決済に使えるポイントとして、マイナンバーカードの新規取得で五〇〇〇円、健康保険証としての利用申込で七五〇〇円、公金受取口座の登録で七五〇〇円と、合計二万円のアメ玉は人を集めた。二〇一九年一月に一五%に満たなかつたカードの交付率は、二〇二三年六月までに六五%を突破して急上



昇。現在のカード保有率は人口の七四・八%に達しているという(総務省・二四年八月末)。

推進派にとって幸運だったのは、住基ネットに反対が広がった二〇年前と比べて、インターネットやスマートフォンが普及し、オンラインで登録したり、番号を振られたりすることに人々は慣れ、コンピュータで管理されることへの抵抗感も薄れたことだろう。加えて、パンデミックで収入を失ったり、生活が行き詰まったりしている人たちに二万円は大きかったのかもしれないし、いずれにせよ、政府は税金をばらまいて人々にカードを持たせた。

### 誘導、そして同意を強制する

政府が何千万もの人に二万円ずつ与えてカードを任意取得させたことは、強制ではないが、純粹に同意とも言えず、誘導と呼べるだろう。ほとんどの人はIDカードに個人の識別・振り分け・介入の機能があるとは知らず、ましてや将来の監視につながると思っても

せずにカードを受け取ったろうから、インフォームド・コンセント(十分に情報を提供された上での同意)だったかには疑問が残る。今後、マイナンバーによる監視活動が実感されるようになれば、ポイント事業は政府の詐欺行為として歴史に名を残すかもしれない。

今年(二〇二四年)一二月に迫った現行保険証の廃止とマイナンバーカードへの切り替えは、国民IDカード構想の強制性をさらけ出している。保険証が使えなくなつては困るから、人々は同意せざるをえない。なぜ保険証から始めるかといえば、国民皆保険の下で大半の人が保険証を持っているからだろう。何しろ出雲市議が言つたように「カードは身分証のように全員に持たせなければ成功しない」と推進派は考えている。しかしそれだけではない。

保険証に関連する健康データは、民間利用を考えると運転免許証やパスポートよりもずっと Umfangがある。銀行や保険会社は以前から、リスク計算のために顧客の健康データを欲しがっている。パ

ンデミック中、人々のネット時間が増えて、IT業界は沸きに沸いた。デジタル化を推進する食品宅配会社の社長はこう発言している。「僕らは(中略)お客様がどれぐらい野菜や肉、魚を食べているか知っています。これらのデータを匿名化して行政の持つ健康保険データを繋げれば、食生活と健康の関係がある程度わかるようになる。教育でも、受けた教育とその後収入の関係を追跡できる」(朝日新聞デジタル二〇二〇年九月二七日)

逆に言えば、人々の健康データを集めて商品を開発し、特定の個人にターゲットを絞って売り込むことができる。人は誰でも健康でいたいし、特に病気の人は治るた



めの出費を惜しまないだろう。そういう人間の弱みにつけこんで、消費行動に向かわせるのが監視資本主義なのだ。

健康データは最も秘匿性の高いセンシティブ情報として扱われてきた。日々の仕事や人間関係に影響を与え、自分や家族の病気を知られたことで差別を受けることもある。本来最も私的にとどめておくべき個人情報から、政府が手をつけることは、経済界からの「押し」に應える行為でもあるはずだ。

### むすびにかえて

#### ― ネットに満ちる同意の強制

フランスの哲学者ミシェル・フーコーは近代の政治形態を「生「権力」と呼んだ。国家は国民の生活に介入し、医療や福祉や教育を与えて生かすことで、国力の増大に努める。中山太郎氏が「一億総背番号」で描いたユートピアは、まさにこの生「権力」かもしれない。しかしユートピアに向かっているはずの道程を振り返ってみれば、非民主的な強行採決と詐欺まがい

の誘導と剥き出しの強制が交差する。

イタリアの思想家アントニオ・グラムシは国家が強制だけでなく、人々の同意を取り付けながら権力を拡大することを指摘した。総務省やデジタル庁は、どうやって人々に同意を強制するかに焦点を絞って、国民IDカード作戦を展開している。そもそも政府が押し付けた番号を、あたかも自分のものであるかのように「マイナンバー」と呼ばせること自体に、同意の強制が潜んではいないか。同意を強制するというのは、なんとタチの悪い手法だろう。

が、政府だけではない。気づけばインターネットの世界には、同意の強制が満ち満ちている。ネット会社のプライバシー（侵害）規定に同意しなければ、アプリがダウンロードできない。個人情報登録しなければ、サービスが受けられない。規定のフォーマットに沿わなければ、先に進めない。うまくいかずに問い合わせたくても、会社の電話番号が見つからない。双方向コミュニケーションが

売りだつたはずのネットは、いつの間にか利用者の行動を細かに制限し、操作している。

「本人確認」と呼ばれる行為に、識別・振り分け・介入が含まれていること、強制的な同意というカラクリに気づくことは今後、マイナンバーカードによって監視社会化が進むことを防ぐために欠かせない。目に見えないデジタル技術と民意の操作、誘導、そして同意の強制は相性がいいのだ。これが個人の自由な意思決定を前提とする民主主義を脅かすことはいままでもない。そして社会的な弱者に対する差別や排除とも容易に結びつくことは、保険証の一方的な廃止が何より示している。



注

- (1) デイヴィッド・ライアン『監視スタディーズ「見ること」「見られること」の社会学論』田島泰彦・小笠原みどり訳、岩波書店、二〇一一年
- (2) ショシャナ・ズボフ『監視資本主義 人類の未来を賭けた闘い』野中香方子訳、東洋経済新報社、二〇二一年
- (3) 田島泰彦・石村耕治・白石孝・水永誠二編『共通番号制度のカラクリ マイナンバーで公平・公正な社会になるのか?』現代人文社、二〇一二年

☆訂正とお詫び

本紙58号二ページの表中、四段目名張事件の被告名欄に奥西勝さんの死亡年を一九八九年と誤記しました。正しくは判決欄にあるように二〇一五年です。訂正しお詫びいたします。(Web版では訂正済み)